

特 記 仕 様 書 （ 2 ）

1 業務名

令和 7 年度ダイオキシン類測定業務委託
(特定施設の排出ガス等及び基地周辺公共用水域のダイオキシン類濃度測定に係る業務)

2 目 的

特定施設からの排出ガス等の立入監視調査及び基地周辺のダイオキシン類の監視に関し、受託者が行うべき業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期するものとする。

3 委託業務内容

- (1) 特定施設から排出される排ガス等中のダイオキシン類監視調査（以下、発生源監視調査という）

ア 対象施設・試料 3施設（二重測定、トラベルブランク 1 施設）

排ガス、ばいじん及び燃え殻を採取しダイオキシン類調査を行うが、必要に応じ、協議のうえ調査項目を変更することができるものとする。なお、調査予定の事業所の所在地は、沖縄本島とするが、必要に応じ、変更できるものとする。

イ 分析方法等

(ア) 排ガス

排ガス中のダイオキシン類の測定方法（JIS K0311: 2020）

(イ) ばいじん及び燃え殻

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年 12 月 27 日、環告 80）

(ウ) 排ガス中の一酸化炭素濃度

JIS K 0098:2016

- (2) 基地周辺公共用水域のダイオキシン類調査（以下、基地周辺調査という）

ア 対象施設・試料（3 地点、3 検体、二重測定 1 件）

以下の対象施設周辺河川または海域のうち、委託者が指定する 3 地点の底質を対象とする。

(ア) キャンプ・ハンセン

(イ) キャンプ・マクトリアス

(ウ) 嘉手納飛行場

(エ) キャンプ・フォスター

(オ) その他（沖縄本島中北部）

イ 分析方法等

ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局水環境課）

(3) 水生生物中のダイオキシン類調査

ア 対象生物・試料（1 検体）

生物試料（魚類）の可食部を対象とする、試料は委託者が提供する。

イ 分析方法等

ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル（平成 10 年 9 月、環境庁水質保全局水質管理課）に準じて実施するが、マニュアルの中の TEF は WHO-2006 を使用するものとする。

(4) 突発事故発生時等の緊急調査（以下緊急調査という）

突発的な事故等が発生した場合、発生源監視調査に換えて大気、水質及び土壌等のダイオキシン類調査を行う。測定回数・調査内容については協議の上決定する。なお、緊急調査の必要性が生じた場合、受託者は速やかに本調査を実施することを原則とするが、試料の採取等に関して受託者が緊急に対応することが困難な場合は、県が代わりに行うことがある。その他、必要な事は協議の上決定する。

4 調査対象物質

ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称）の異性体ごとの分析を実施し、毒性等価換算値を求める。

また、必要に応じて、試料採取時の気象条件（気温、湿度、風向、風速等）の調査（事前に協議の上、委託者が了解した場合は気象庁等のデータを用いてもよい）。

5 調査時期

各調査は、契約締結日以降令和 8 年 2 月までの期間内に実施するが、緊急調査については、必要に応じて委託者の指示があった場合に実施する。なお、詳細な実施時期については契約後、協議の上決定する。

6 精度管理

(1) 回収率、検出限界値、定量下限値の確認

(2) トラベルブランクの実施（発生源監視調査における排ガスで 1 回実施）

(3) 二重測定の実施（発生源監視及び米軍基地周辺調査の各 1 回）

(4) その他、関係法令、各マニュアル、日本産業規格等に示された精度管理事項

7 提出書類

受託者は、業務の着手に当たっては下記①～③を、業務の完了に当たっては下記④～⑥の書類を提出する。

① 着手届 ②業務工程表 ③業務計画書 ④業務完了報告書 ⑤納品書 ⑥請求書

8 結果の報告

受託者は、委託業務終了後、速やかに調査ごとの下記の事項についてとりまとめた報告書1部及び電子データを委託者に提出する。

ただし、発生源監視調査の試料について、分析の結果、当該特定施設が排出基準を超過している場合は、速やかに速報結果を報告するとともに、再度精査した後、報告書とは別に計量証明書1部を提出する。計量証明書には、一酸化炭素濃度等調査時に測定した結果を1部添付すること。

また、緊急調査を実施した場合は、速やかに分析を実施し、速報値を委託者に報告すること。

なお、報告書の様式及び電子データの形式等の詳細については契約後、別途指示する。

(1) 調査結果

- ア ダイオキシン類調査結果（実測濃度、毒性等量）
- イ 測定結果の濃度計量証明書（MLAP）
- ウ 精度管理報告書
- エ 各試料のクロマトグラム等

(2) その他

- ア 試料採取状況の写真
- イ 試料採取地点図
- ウ 試料採取時の気象条件等（気温、湿度、水温等、4で定める事項）
- エ その他の必要事項

9 再委託等について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。